**論** 說

## 金融先物取引と課税

宮史

博

駒

いる金融派生商品取引の規模は、想定元本の九五年三月末の残高で約四一兆ドル(日本市場分約八兆ドル)、これ 日本銀行が九五年一二月一八日に公表した金融派生商品売買高等の調査結果によれば、世界の店頭で取引されて

は

じ

め

に

三位、市場取引では第一位となっている。

場分約四兆ドル)に上っている。また九五年四月の一日平均の取引高では、店頭取引で日本は英国、米国に次ぐ第 以外に金利先物など世界の金融取引所で取引されている金融派生商品取引の想定元本残高は約一七兆ドル(日本市 る。

1

広義の金融先物取引とは、

(-)

金融先物取引の意義と種類

79

こうした急速な金融派生商品取引の拡大にもかかわらず、 わが国の企業会計及び税務会計上の処理基準は、 従来

の基本的な金融商品取引のみを念頭においた処理基準をそのまま維持している現状にある。

じる問題点を明らかにし、税務処理基準の改善の具体的な方向について検討することとしたい。 基準を検討する際の視点について述べた上で、従来の税務処理基準をそのまま金融先物取引に当てはめた場合に生 本論文では、 金融派生商品取引の中では比較的単純な金融先物取引を題材に、 金融派生商品取引に係る税務処理

### 金融先物取引の意義

将来の特定の日に、特定の金融商品

(債券、預金、株式等)

を、

特定の数量、

特定の価格で売買することを約する契約で、 金融先渡取引(Forward)と狭義の金融先物取引(Future)に分かれ

とが予定されている取引であり、 金融先渡取引 (Forward) とは、 取引の内容が個別の契約毎に当事者間で自由に設定される店頭取引である。これ 例えば為替予約のように、 約定に従い、将来の特定の日に、 実際に売買するこ

に対して、狭義の金融先物取引(Future)は、 約定された将来の特定の日に、 転売・買戻し(すなわち反対取引)

Future を念頭において以下論述する。

金融先物取引という場合には、この Future を指している場合が多い。本論文においても、 を行うことによる差金決済が予定されている取引であり、取引の内容が標準化されている市場取引である。 金融取引は、 もっぱら 一般に

2 金融先物取引には、 取り扱う金融商品の違いによって、債券先物取引、 金利先物取引、 通貨先物取引、 株

価指数先物取引等がある。

価 場がある。この他、 わが国には、 を対象とした株式指数先物、日本円や米ドルを対象とした短期金利先物、 長期国債を対象とした債券先物や日経二二五(日経平均株価) 銀行、 証券会社、保険会社、投資信託会社は、 国内から直接に海外の金融先物取引に参加する やTOPIX(東京証券市場平均株 日本円・米ドルの通貨先物、 等の市

### □ 金融先物取引の目的と機能

ことができる。

金融先物取引を行う目的は、 次の三つ:イヘッジ目的、 (1)裁定目的、 ハ投機目的、 に大別される。

商品の市場における価格変動リスク(市場リスク)を回避(ヘッジ)しようとするものである。例えば、 1 ヘッジ目的の金融先物取引とは、 現物の金融商品取引と反対の金融先物取引を行うことにより、 当該金融

当該損失に見合う金額を先物取引の決済による利益として受け取ることができることから、 買い戻す先物契約を締結する場合がこれに当たる。これにより、 先物取引の決済による損失として計上される。このように、現物の金融商品取引から生じる損益を、 の半面、当該金融商品の価格が上昇した場合には、現物の金融商品の売却によって得られた利益に見合う金額が、 金融商品の価格が将来下落することによって損失を被るリスクを回避するために、 将来、当該金融商品の価格が下落した場合でも、 同一の金融商品を今売って将来 損失が補塡される。 将来の価格変 そ

動にかかわらず現時点で確定させるために行われるのがヘッジ目的の先物取引である。

参加することである。こうした投機を行う人々が、 の間の資金運用利回りを反映するが、この関係に歪みが生じた場合に、これを利用して行われる先物取引である。 定の利益を確保するために行う先物取引のことである。 3 2 裁定目的の金融先物取引とは、現物市場と先物市場との間の価格の歪みを利用して、 投機目的とは、 相場が将来、上昇するか下降するかの見通しに基づいて、言わば賭のように、 ヘッジ目的で行う取引の事実上の相手方となることによって、 例えば、 現物市場の価格と先物市場との価格差は、 最小限のリスクで一 先物取引に 通常そ

先物市場に流動性が生まれ、先物市場がうまく機能しているとも言える。

### 三 金融先物取引の税務上の取扱いを考える際の基本的視点

般に企業が行っている税務会計処理について、 制度面も含めて税務上の観点から検討する際の視点として次の

# ─ 経済的な実態を反映した処理となっているか

ものが考えられる。

るが、制度面の検討も含めて考える場合には、同一の経済実態に対して同一の課税がなされるべきことの重要性に(ミ) 所得に対する公平な課税を維持することが困難となるからである。 課税所得が異なることになると、それを利用した租税回避が行われる余地が生じ、企業の経済活動の産物としての ついては異論はないと考えられる。経済的な実質が同一であるにもかかわらず法律上の形式を変えることによって 租税法の解釈にあたって実質課税の原則をどこまで取り入れるかについては租税法律主義との関連から議論があ

## □ 期間損益を恣意的に操作する可能性はないか

企業会計における適正な所得の計算とは、 適正な期間損益の計算を意味しているが、税務会計においても同様で

ある。 る課税の繰延べ等が行われる結果、 企業が期間損益を恣意的に操作することを許せば、 実効税率がその分減じることになるからである。 損金を早期に計上したり益金の計上を遅らせることによ

61 ない限り、 従って、 課税所得の計算の基礎となる企業の益金や損金の認識・測定は、 律に決定されなければならない。 複数の方法を認めることが法定されて

# 三 帳簿等により客観的に処理内容が検証できるか

検討のみならず、 等の企業の外部の人間が検証できないような制度では、 理論的に優れた税務処理の方法であっても、 執行可能性の観点からの検討も必要となる。 企業が適正に申告・納税を行っているかどうかを税務当局や税理士 課税の公平を維持することはできない。従って、 理論面の

## 四 外国の税制との調和がとれているか

なっている場合には、そうした各国の税制の違いに応じた複数の異なる帳簿の維持・管理が必要となり企業に過大 租税は、 を駆使して複数の金融市場における取引が日々行われるようになると、 除の問題として捕えられてきた。ところが昨今のグローバル・トレーディングのように、 本来、 国境の枠内の問題であり、 外国の租税との調整は、 従来外国税額控除制度に代表される二重課税 金融取引に係る各国の税制が大きく異 高度に発達した通信機

発生する余地が大きくなる。そのため、国際的な税制の調和についても配慮する必要がある。 な事務負担がかかるのみならず、 税制の違いに乗じた租税回避が行われたり、 解決が困難な経済的二重課税問題が

## 四 わが国における金融先物取引に係る税務上の取扱いの現状と問題点

# ○ わが国の金融先物取引に係る企業会計上の取扱い

現主義に沿った基準であるところから、現在のところ、実務はこの基準により損益の認識が行われている。 物の決済が行われた時点で初めて損益を認識する基準であり、 企業会計上、金融先物取引の損益の認識基準として、値洗基準と決済基準がある。このうち決済基準は、 わが国の企業会計における損益認識の基本である実 金融先

しかしながら、決済基準には、次のような問題点がある。

に係る実態が決済時まで外部の人間に明らかにならない。 (イ) 決済時点まで先物取引がオフバランス処理される (財務諸表上に計上されない)ことから、 企業の先物取引

- するというように、決済する先物取引を任意に選択することにより、 期末において、 利益の発生している先物取引のみを決済し、損失の発生している先物取引は未決済のままと 期間損益を恣意的に操作する余地が生じる。
- 先物取引がヘッジ目的で行われた場合、現物取引と先物取引とは損益相補い合う関係となることから、経済

準を決定する会計処理)を行うことが必要となる。 的実態を反映した処理を行うためにはヘッジ会計処理 る場合でも、それに対応する先物取引に時価評価を行うことは許されないことから、 しかしながら、 (現物取引の会計処理基準に合わせて先物取引の会計処理基 決済基準では、 現物取引が低価法を採用して ヘッジ会計処理は不可能とな

先物取引に係る現実の経営判断は、 値洗基準により行われていることから、 決済基準で会計処理を行うと経

る。

営判断

の結果が財務諸表上に的確に反映されない。

外的に現物取引が決済基準で会計処理されている場合には、 えて、 0 益を恣意的に操作する余地がなくなる。またヘッジ目的の先物取引については、 ッジ目的の先物取引を除くすべての先物取引が期末時点で時価評価され、 損益を繰延処理することにすれば、経済的実態に沿った会計処理を行うことが可能となる。 この値洗基準の問題点は、 上記の決済基準のもつ問題点を解決する手段の一つが、 期末時点の値洗額 (すなわち時価)による未実現損益を認識する会計処理である値洗基準の採用である。 金融先物が毎日値洗 それに合わせて現物取引が決済されるまでは先物取引 損益が認識されることになれば、 (時価評価) 原則として値洗基準を適用 されている現状を踏ま 期間損 例

配当可能利益の原資は実現した利益に限ろうとしたことによる。 配当することになれば、 (ボ) これまでのわが国の企業会計が、決済基準のような実現主義に基づく会計処理を行ってきたのは、 極端な場合には借金をして配当を行わなければならないこともあり得ることになり、 値洗基準のように時価評価による未実現利益から 商法上の その

後に値崩れして結局は損失を計上した場合であっても、一旦配当したものは取り返せないことから、企業の資本の

85

充実が害される恐れがある。

的にできないようでは、恣意的にヘッジ関係を作り上げることにより期間損益を操作する余地が生じる。 であるとしても、問題はヘッジ関係にある現物取引と先物取引とをどのようにして特定するかである。これが客観 こうしたことから、 わが国では、値冼基準についての検討が進められているものの、未だに値冼基準の採用に踏

値洗基準の採用と併せてヘッジ会計の導入を検討する際、ヘッジ会計を行うことは経済的実態に即した処理

# □ わが国の金融先物取引に係る税務上の取扱いの現状

み切っていない。

#### ① 一般的取扱い

般に公正妥当と認められる会計処理基準によって処理されるべきことになる。 わが国の税法上、先物取引の収益計上基準についての規定は未だない。そこで法人税法二二条四項に規定された

問題は、先物取引の場合、いかなる基準が公正妥当な会計処理基準と認められるかであるが、現在のところ、次

の理由により、決済基準がこれに当たると考えられる。

- رَ الحِ الحِ わが国の法人税法は、法人の収益・損失等の計上時期について、権利確定主義を採っていると解されている
- 上述のように、 わが国の企業会計においては、 現在のところ決済基準が採用されており、企業会計に基本的

要旨の裁決を下している。

に準拠しているわが国の法人税法の構造の上からも、 先物取引と構造が比較的類似している株式の信用取引等をした場合についても決済基準を採用しているこ これとの調和を考慮すべきと考えられること、

<u>و</u> و

の損益としている時は、それも認められている。(?) 売買の日の損益として認識し、 現実の実務においても、先物取引損益は差金決済時に認識することとされている。具体的には、 課税上弊害がない限り法人が継続適用により差金授受日 (反対売買の四営業日後) 原則として反対

#### 2 国税不服審判所の裁決

手法によって損失の前倒し計上(課税利益の翌期への繰延)を行った複数の証券会社の事例について、次のような 中において損失を発生している取引のみを次々と買い替える(すなわち決済すると同時にまた同様の取引を行う) 平成二年一二月一八日付け国税不服審判所裁決は、(8) 債券先物取引の売りと買いを同時に行う両建取引を行い、 期

定として翌事業年度に繰り越されるべき」というものである。 合っている売建玉と買建玉とが共々手仕舞される時(本件の場合は翌事業年度初日)に損益が確定するものという ある取引となることから、 べきであるから、 すなわち、このような建て玉については、「売建玉と買建玉とが同時に手仕舞されることによって初めて意味の 一方の建て玉のみについて手仕舞をしたことにより生じた損益(本件の場合は損失)は未決算勘 損益の認識も両者を総合して行うべき」である。言い換えれば、「相互に損益を担保し

87

## ③ 国税不服審判所の裁決についてのコメント

らして適切な処理ではなかったという見方のほうが妥当であると考えられる。 と解されている」と主張しているが、法人税法二二条四項すなわち一般に公正妥当と認められる会計処理基準に照 点から、法人の当該事業年度の所得金額は、当該法人が通常とったであろうと認められる方法により計算ができる 然な取引を行うことによって不当に法人税を回避軽減した場合には、法人税法に内在する条理である実質課税の観 本裁決の税法上の根拠は裁決の上で明らかにされていない、現処分庁は、「法人が経済的合理性を無視した不自

取引であることが判明しない場合であっても意図的な期間損益操作の可能性を排除する方策が必要となる。 あることの解明すら実際の税務調査上できていないケースの方が多いのではなかろうか。このように考えると両建 時に認識すべきであるとの裁決の判断は、理論的にはその通りである。しかしながら実務的には、今回の事例のよ うにどの取引とどの取引が買い替えの関係にあるか税務調査によって明らかとなるケースは希であり、 こうした両建取引の場合には、一方の取引の損益のみの前倒し計上を認めるべきでなく、両方の取引の損益を同 両建取引で

ことから、利益の繰り延べが否認されるからである。しかしながら、これは本事案に限った処理案であって普遍性 二月一日となるように四営業日前の同年一月二八日に決済が行われているからである。したがって、差金授受日の 事業年度とすべきである」と主張する。なぜなら、いずれの両建取引も最終的な差金授受日が翌期首の昭和六三年(1) 債券先物取引にかかる収益の計上時期は、当該差金決済日の属する事業年度とすべきではなく、反対売買の属する 損益計上を否認し、 現処分庁は、本事例は「差金授受日基準を悪用することによって課税利益の圧縮を図ったものであるから、 決済日に損益計上すべきとすれば、本事案に係るすべての損益が当期に計上すべきことになる

意義が深い。

1

金融先物取引には、

ヘッジ目的のもの、

裁定目的のもの、

投機目的のものがあることを先に述べたが、

理

をもった処理案では無い。決済日基準を採っても決済日を二月一日とするような両建取引を法人が行った場合には

同様の利益の繰り延べが可能となるからである。

ち翌期首に利益の出ている取引の決済を行うことによる利益の繰延の場合のように最終的な決済日が同一日でなく 一日ずれた場合にも、本裁決にいう両建取引に当たるのか否かという点も検討する必要が生じよう。 さらには期末日に両建取引のうち損失を発生している取引のみを決済し買い替えは行わず、一日ずれた日すなわ

うした意図的な課税利益の繰延に対して現在の決済基準のままで対抗するには、一定の限界があることを知る上で このように、 本裁決の事例は、 法人に先物取引を使った意図的な課税利益の繰延が実際に行われていること、こ

#### $(\Xi)$ 現行の税務上の問題

上することが正しいと考えられる。(ユ) 論的には、 て損益計上し、 ヘッジ目的のものは、ヘッジ対象取引が決済されるのと同時にヘッジ対象取引と同一の評価方法によっ 裁定目的のものは取引成立時点で確定した損益を期間配分し、 投機目的のものは決済時点で損益計

問題は、 ある先物取引がヘッジ目的のものか、 裁定目的のものか、 それとも投機目的のものか、 さらには両建取

89 引の一部を構成しているものであるのかを客観的に判定する手段が限られていることである。昨今のように先物取

持した場合には、決済するタイミングは法人が自由に選べることから、先物取引をはじめとした金融派生商品取引 あっては、法人内でも個々の取引の対応関係を判定できる人間は限られてくる。こうした状況の下で決済基準を維 引だけにかぎらず、オプション取引やスワップ取引等との合成取引により様々なポジションが作られている現状に

を駆使した期間損益操作が自由に行われるおそれがある。

ることが予想される。(3) 項の一般に公正妥当と認められる会計基準という抽象的な基準で個々の事例に対処することになると、 も課税についての予測可能性がなくなり、課税上のリスクを生じることからわが国での取引を控える傾向が出てく こうした状況において、 税務当局が裁決において主張したような実質課税原則あるいは法人税法二二条四 法人の側で

### 五. 米国における金融先物取引に係る税務上の取扱いの現状

いる(14 期間損益操作を排除するために、米国は、上場されている先物取引はすべて期末日に時価評価する措置を講じて

り六○%は長期譲渡所得として取り扱われる。(⑸ 上場されている先物取引はすべて期末日に時価評価され、その結果生じた譲渡損益の四〇%は短期譲渡所得、

残

る。そのためには、 ことを明確にし、 但し、両建取引の一部を構成している先物取引の場合には、納税者は時価評価しないことを選択することができ 帳簿上、他の取引とは別個に管理する必要がある。(ユタ) 納税者は、 両建取引の一部をなす最初の取引が行われた日に両建取引の一部をなす取引である

とが取引日に帳簿上明確にされた取引でなければならない。(エン) 引であり、 めには、保有資産に係る価格変動や為替の変動等によるリスクを減じるために通常の事業の一環としてなされた取 ッジ目的である先物取引の場合には、時価評価は行われない。ヘッジ目的の取引であると当局に認められるた 取引から生じた損益は(譲渡所得ではなく)通常所得として取り扱い、かつヘッジ目的の取引であるこ

## 六 今後の税務処理基準についての検討

### (-)時価評価制度(Mark to Market:わが国では値洗基準)についての検討

理的なものであると考えられる。 っている先物取引についての経営判断の結果が税務申告書上の損益にも反映されることから、 先物取引について期末日で時価評価することは、 (イ)期間損益操作の可能性を排除し、(1)毎日の値洗に基づいて行 損益の認識として合

その半面、 時価評価を行うことは必然的に未実現利益に対する課税を行うことになり、 納めるべき現金 (Cash

Availability)が無い者への課税の是非が問題となる。また未実現利益である評価益への課税は、将来値下がりす

較からいっても、短期の先物取引について値洗基準を認めることについては、問題はないと考えられる。 い。また外貨取引等会計処理基準による短期の金銭債権債務の期末レートによる換算が認められていることとの比 も貸し倒れの可能性もあることからすれば、実現主義を逸脱するといっても程度の差であるといえないことも無 bility がないことは、どちらの場合も同様であるし、また売掛金の場合は利益が実現する蓋然性が高いとはいって 主義の会計処理基準を大きく逸脱するものであり、許されないとの指摘も考えられる。 る可能性を残し当該利益が確実に実現する保証のない状態にあるにもかかわらず、これに課税するのは従来の実現 これについては、短期の先物取引については、例えば売掛金による販売と比較した場合において、Cash Availa

が決済基準のままでは、期間損益操作の可能性は最終的に排除できないことになる。(3) 論的には困難であると考えられる。しかしながら、短期の先物取引のみ値洗基準を認めたところで長期の先物取引 義や債権債務確定基準を採る会計の考え方からすれば、短期の先物取引の場合と異なり、 問題は、長期の先物取引についても時価評価を認めてよいかということであるが、損益の計上基準として実現主 値洗基準をとることは理

ざるを得ないのではないかと考えられる。(タ) 生じることを考慮すると、主として実際的な理由からわが国も早晩先物取引についての時価主義の採用に踏み込ま 内では決済基準ということになると今度はこうした損益計上基準の違いを利用した新たな期間損益操作の可能性も 基準においても時価評価対象取引の拡大の検討が行われていること、海外の先物市場では値洗基準が適用され、 また上述したように米国では先物取引について時価評価が認められていることや現在検討が進んでいる国際会計 玉

る。

# □ ヘッジ会計処理、両建取引処理についての検討

て、 計上基準に合わせて損益計上するか両建取引を一体として損益計上することを認めることが妥当であると考えられ 取引開始の時点で明らかにした上で、帳簿上他の取引と区別して管理している場合に限り、 あるいは両建の関係にあるかを客観的に判定するのは不可能であるという認識から出発する必要がある。 ヘッジ会計、 原則としては、先物取引はすべて時価評価とし、 両建取引の扱いを検討するに際しては、 例外的に法人がヘッジ取引あるいは両建取引の関係にあると 前述したように外部の人間がどの取引とどの取引がヘッジ ヘッジ対象取引の損益 したがっ

考えられる。 で示された方法を基に企業会計基準において採用された方法を基本的に認めることで、税務処理上も問題が無いと ヘッジ会計の具体的な方法については、 企業会計に準拠しているわが国の法人税法の構造からして、「意見書等」

七終りに

市場を通さない店頭での相対取引が中心であることから、基本的に時価評価に適さないと考えられる。(②) 以上、先物取引ということで Future 取引を念頭において論じてきたが、先渡し取引 (Forward 取引) については、

を検討する際にも他の金融派生商品取引との整合性に留意しながら行う必要がある。(②)(②)) 取引と合成されることによって、その機能を発揮していくことが予想されることから、 先物取引は、現物取引との単純な組み合わせではなく、オプション取引やスワップ等の他の金融派生商品 先物取引の将来的な取扱

1 円の差益が得られる。その結果は、運用益の八円、先物市場で得られた九五円の利益と、現物市場での一〇〇円の損失で から一〇〇円の損失を被るが、その一方、先物市場で買っておいた一〇五円の債券を売り戻して決済することにより九五 付きで債券を一〇〇円で売り、それによって得た一〇〇円を八%で運用して八円の利益を得る。 ものの資金の運用利回りが五%であれば、裁定取引の余地が無いが、仮に資金の運用利回りが八%であるとすると、次の ような裁定取引が可能となる。まず、先物市場で一○五円で債券を買うと同時に、現物市場で、三ケ月後に買い戻す条件 例えば、現在、現物の債券の市場価格が一〇〇円で、同一の三ケ月後の債券の先物の買い価格が一〇五円の時、 仮に三ケ月後に現物市場が二〇〇円に値上がりしていた場合、取引者は二〇〇円で債券を買いもどさなければならない

物市場では五〇円の利益が得られ、運用益八円、先物市場での決済差損五五円となり、差引きの利益は、同じく三円とな また、三ケ月後の現物市場の価格が、上記の例と逆に、二〇〇円でなく五〇円に値下がりしていた場合においても、 現

あるから、差引き三円の利益が得られる。

る。

は、 以上の例で分かるように、 取引者は、その後の市場価格の変動に関係なく(すなわち市場リスクを負うことなく)、一定の利益を確定させるこ 現物市場価格と先物市場価格との差額と資金運用利回りと関係が合理的なものでない場合に

とが可能となる。これが、裁定取引と言われる取引の一例である。

(2) 金子宏『租税法』[第四版](引文堂、一九九二)一〇九—一一〇頁、小松芳明『法人税法概説』[五訂版](有斐閣双書、

- (3) 平成二年五月二九日に企業会計審議会第一部会が作成した「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等につ 九九三) 一六—一七頁
- 1 わが国の現行企業会計実務上、先物・オプション取引に係る会計処理の方法及び開示の方法は、未だ制度として確立

されていない。

いて」(以下「意見書等」という)では、次の点が明らかにされている。

- 2 検討を要する多くの問題点が残されている。 先物取引の会計処理基準については、損益の認識、ヘッジ会計の方法等に関する確定的な基準を設定するには、 なお
- 3 特に先物損益の認識については、商法、税法上からも検討が行われることが望ましい。
- 4 づく値洗差額を、当該先物取引の決済時に損益として認識する基準である。 者は、先物相場の変動に基づく値洗差額を、値洗のつど損益として認識する基準であり、後者は、先物相場の変動に基 企業会計上、先物取引に係る相場の変動を損益として認識する基準としては、値洗基準と決済基準が考えられる。 前

(5) 決済基準の問題点は、イイ先物取引がオフ・バランス処理され、決済されるまで損益が認識されない、印期末において、

わが国の現行実務においては、決済基準が採用されている。

期末に認識されないため、仮にヘッジ対象物に係る損益が認識されると、当該損益がヘッジ取引によってカバーされて うことにより、 利益の発生している先物取引のみを決済し、損失の発生している先物取引を未決済のまま残すといった恣的な取引を行 期間損益を操作する余地が排除できない、ハヘッジ目的で行われている未決済の先物取引に係る損益が

いる経済的実態が財務諸妻上反映されない、ことである。

6 金融商品取引等について、値洗基準と整合性のある会計基準を設定することができるか、である。 税務上の課税所得に算入することは、商法上、税法上の問題にならないか、엤値洗制度のないオプション取引その他の より認識される先物損益は、当該先物取引が決済されるまでは未確定なものであり、これを商法上の配当可能利益及び については、ヘッジ会計の有無の判定方法、先物損益の配分及び繰延方法等、なお未解決の問題が多い、回値洗基準に 値冼基準の問題点は、イイ値冼基準の採用は、ヘッジ会計の導入と合わせて検討する必要があるが、ヘッジ会計の導入

- 4 ても実現する蓋然性が高い取引に限定されており、先物取引における時価評価による未実現利益の計上とは、次元を異に による換算が認められるのは、一年以内に決済することが確実な取引に限られている、言い換えれば、未実現損益といっ 替差損益の計上が認められていることである。但し、外貨建取引等会計処理基準による短期の金銭債権債務の期末レート 唯一の例外は、外貨建取引等の会計処理基準において短期金銭債権債務を期末レートによって換算することにより、 為
- (5) 金子宏『租税法』[第四版](引文堂、一九九二)二三四頁。

しているとの見方もできる。

- (6) 法人税法基本通達二―一―二三、法人税法施行令第四七条の二
- 8 7 渡辺淑夫監修『金融商品の税務Q&A』[改訂版](ぎょうせい、一九九四)一五七頁。 裁決事例集による平成二年一二月一八日の裁決の要旨は次のとおり:
- (i) 事例の要旨

損失の発生している一方の建て玉を手仕舞して名目上の損失を確定させるとともに、新たに同方向の建て玉を同数量設 請求人は、債券先物取引について、期末の直前において相反する同数量、 同金額の売建玉と買建玉を設定し、次いで

から、

両建取引そのものが意味を失うと考えられる。

定することにより、 常に売建玉と買建玉を均衡させ、最終的には、これらの建て玉の差金決済日を翌期首とする反対売

買によりその損益を確定させている。

#### (ii) 裁決の要旨

手仕舞したことによる損益は、未決算勘定として翌期に繰り越されるべきことになる。 とが共々手仕舞されるべきとき、すなわち翌期首(差金決済日)に損益が確定し、中間的に一方の建て玉のみについて る取引であり、損益の認識も両者を総合して行うべきものであるから、相互に損益を担保し合っている売建玉と買建玉 補塡することを目的として設定されるべきものとみられるから、売建玉と買建玉が同時に手仕舞されて初めて意味のあ 主張し、この建て玉を個別的にみれば、その主張に沿うかにみえるが、このような一組の売建玉と買建玉は、もともと | 方に利益があれば他方に損失が生じる仕組みのものであって、一方に生じるかもしれない損失を他方の利益によって 請求人は、債券先物取引に係る損益については、反対取引により手仕舞して差金を決済する日に計上すべきである旨

(国税不服審判所『裁決事例集№四〇』一〇四―一〇五頁)

### 注(8)裁決事例集一一一頁。

9

<u>10</u> 法人がその気になれば、両建取引の一方を本店勘定に他方の取引を支店勘定にする等により、両建取引であることを隠

### (11) 注(8)裁決事例集一一三頁。

すのは、さほど困難でないと考えられる。

12 なる。 裁決のような両建取引の場合は、理論的には、ヘッジ取引の場合と同様に両取引が同時に損益計上すべきということに これが義務付けられた場合には、 取引所税と手数料の費用がかかるだけで他に何らの機能も果たし得なくなること

- 13 じなくても、どういう場合にいくら課税されるかを明確にすることが重要となる。そうすれば法人側では予めそうしたコ のであることに留意する必要がある。すなわち、課税上のリスクを取り除くためには、いたずらに税を軽減する措置を講 この場合、課税上のリスクは、課税額の予想がつかず、税引き後の最終的な収益の額が確定できないことに由来するも
- ストを見込んだ上で商品企画を立てることが可能になり、十分に対処できると考えられるからである。
- 14 内国歳入法(Internal Nevenue code、以下IRC)一二五六条⑷一、⑹一。
- <u>15</u> ⅡRC一二五六条⑷三、このように短期譲渡損益と長期譲渡損益に分けるのは損益通算及び適用税率の際に違いが生じ

IRC一二五六条(d)一、四。

る可能性があるためである。

16

- (17) IRC二二五六条(9)(一、口。
- 18 長期の先物取引を短期で譲渡することにより、実質上短期の先物取引と同様の機能をもたせることが可能。
- 19 先物取引の場合、時価は市場を通じて客観的に明らかになることから、法人が金融機関であるか事業法人であるかによ
- て処理基準を区別する必要はないと考える。
- 20 米国でも為替予約の場合を除いて、先渡取引については時価評価基準を採っていない。
- ジュリスト№一〇八〇(一九九五・一二・一、有斐閣)、同「オプション取引と課税庁」ジュリスト№一〇八一(一九九 駒宮史博「スワップと課税」ジュリスト№一○七五(一九九五・九・一五、有斐閣)、同「オプション取引と課税仏」

五・一二・一五、有斐閣)。